

阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略策定業務仕様書

1 業務目的

本市では、地域内における再生可能エネルギーの活用を推進することにより、エネルギーの地産地消を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、地域の脱炭素化や防災力の向上に取り組んでいる。一方、世界では、昨今、ウクライナ侵攻やイランを巡る中東情勢の緊迫化によりエネルギーの安定供給が脅かされており、地産地消ができる再生可能エネルギーの重要性が一層高まっている。

本業務では、環境問題に関する国内外の動向を踏まえて、中長期的な観点から将来を見据えて、本市の再生可能エネルギーの利用促進や導入可能性について検討を行い、将来にわたり環境にやさしく快適に暮らせるまちの実現に向けた「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略」の策定を目的とする。

また、国や県の環境施策や、本市の最上位計画である阿久根市まちづくりビジョン、その他関連計画との整合を図るとともに、2030年までの国際社会共通の目標として国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の視点も計画策定に取り入れること。

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 現状把握・整理及び課題の抽出

国外及び国内（国・他自治体・民間）の環境問題の動向について情報を収集し、その傾向や特徴等の分析・整理を行うとともに、本市の既存の関連計画等の動向を踏まえ、環境行政上の地域特性や課題の抽出を行う。

(2) 市民・事業者向けのアンケート調査

再生可能エネルギーに対する理解度や環境に関する取組状況等を把握するためにアンケート調査（想定数：市民1,000人、事業者100社）を実施する。調査方法や内容等については、本市と受託者での協議の上で決定する。

本市において調査対象の抽出、電子データのリスト化を行い、受託者に提供することとし、封入作業については、受託者にて実施する。調査票の作成・印刷、アンケート調査票等の発送及び回収、調査結果の集計・分析については受託者が実施する。

なお、発送及び返信用の封筒については市が指定する封筒を使用する。

(3) 説明会及びワークショップの開催支援

再生可能エネルギーへの理解の促進を図るための説明会（1回）と本市の環境の課題・将来像等について意見を聴取する市民向けワークショップ（1回）の開催について支援を行う。内容については、市と協議の上で決定する。受託者は開催内容の提案、

会議資料及び議事録の作成等を行う。なお、会場については市において準備する。

(4) 事業者向けヒアリングの実施

再生可能エネルギーの導入状況や導入における課題等を把握するため、市内事業者へのヒアリング調査に係る支援を行う。ヒアリングを行う事業者は5事業者以上とし、市と協議の上で決定する。受託者はヒアリング項目の提案、ヒアリング資料及び議事録の作成等を行う。

(5) 市域における再生可能エネルギーの導入状況・導入ポテンシャルの把握

国が公表しているFIT等のデータや再生可能エネルギー情報提供システムなどのデータを基にして、市域における現状の再生可能エネルギーの導入状況や今後の導入ポテンシャルを把握し、整理を行う。

(6) 市域における温室効果ガス排出量の現状把握・将来推計

国が公表している「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編」等を活用し、本市における現況の温室効果ガス排出量（部門別）を推計の上、要因分析を行う。また、今後追加的な対策を講じないまま推移した場合（BAUシナリオ）や削減対策の効果を踏まえた場合（脱炭素シナリオ）の将来の温室効果ガス排出量などの推計を行うこと。排出量の推計は2035年、2040年を対象として実施すること。

(7) 将来ビジョンの検討・作成

再生可能エネルギーの導入状況や導入ポテンシャル、市域の温室効果ガス排出量の将来推計を踏まえ、2050年の目指すべき将来ビジョンを作成する。

(8) 再生可能エネルギー導入目標及び温室効果ガス排出量の削減目標の設定

再生可能エネルギーの導入状況や導入ポテンシャル、温室効果ガス排出量等を踏まえて、2035年及び2040年度における本市の再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量の削減目標を設定する。

(9) 目標達成に向けた施策の検討

本市の再生可能エネルギーの導入目標や温室効果ガス排出削減目標を達成するために必要な具体的施策を提案する。

(10) 環境審議会等の開催支援

本事業の実施に当たり地域の関係者等と合意形成を行うため、環境審議会等での意見聴取を予定している（2回程度）。受託者は会議の運営支援（会議への出席、助言、資料作成補助）を行う。

(11) 阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略（案）の策定

各種会議における意見等を踏まえ、「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略（案）」及び「阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略 概要版（案）」を作成する。

また、本市では、令和8年度に阿久根市環境基本計画の策定を検討しており、適宜必要な助言等を行うこと。

(12) パブリックコメントのとりまとめ支援

パブリックコメントで出た意見のとりまとめ及び対応方針についての支援を行う。

(13) 打ち合わせ協議

打ち合わせ、協議は5回程度とし、初回、中間3回、納品時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ、協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ双方が保管するものとする。

4 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。

- (1) 阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略（案）本編10部
- (2) 阿久根市再生可能エネルギー導入推進戦略（案）概要版（A4版）50部
- (3) 成果物に関する電子媒体

5 業務の実施体制

受託者は、環境行政に精通した担当者（元行政職員、行政との調整経験のある者など）を複数名配置し、市と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

6 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

7 その他

- (1) 本業務は、令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用するため、本補助金の主旨に沿った業務運営を行うこと。
- (2) 本業務の実施に際しては、市の担当者との十分な協議のもとに進めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない内容については、本市の担当者との協議の上定める。
- (4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (5) 阿久根市情報公開条例及び個人情報保護法施行条例を遵守すること。
- (6) 受託者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。